

## あわらし市監査委員告示 第2号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

あわらし市監査委員 伊 東 秀 一  
あわらし市監査委員 笹 原 幸 信

### 記

#### 1 監査の種別

財政援助団体等監査

#### 2 監査の対象

- ・公益財団法人 金津創作の森財団
- ・あわらし市教育委員会 文化学習課

#### 3 監査の範囲

令和元年度における公の施設の管理に係る出納及びその他の事務の執行状況

#### 4 監査の期間

令和3年2月1日から令和3年3月18日まで

#### 5 監査委員による監査期日

令和3年3月18日

## 6 監査の方法

公の施設の管理に係る出納及びその他の事務の執行について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納及び事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度指示・助言を行い、措置を講じる旨を確認したため省略する。

### 《指摘事項》

#### (1) 契約事務について

市と指定管理者が締結している「あわら市金津創作の森の指定管理者による管理に関する基本協定書(変更)」(以下、「基本協定書」という。)に添付されている「金津創作の森管理業務仕様書(変更)」(以下、「業務仕様書」という。)に基づいて指定管理者が実施する業務のうち、指定管理者が第三者へ業務委託を行っている「自動ドア保守点検業務」及び「消防設備保守点検業務」の契約事務に次の不備が見受けられた。

##### ①自動ドア保守点検業務

指定管理者と業務受託者の間で締結している業務委託契約書に記載の契約金額が年額 52,500 円であるのに対し、指定管理者が実際に支払った業務委託料は年額 54,500 円であったため、契約金額と支払金額に差が生じていた。これは、消費税が 5 % から 8 %、また 8 % から 10 % へ改正される際に、業務委託契約書の見直しを怠ったことが原因である。

##### ②消防設備保守点検業務

指定管理者と業務受託者の間で締結している業務委託契約書に記載の文言の一部が案の状態となっていた。これは、契約締結前に、業務委託契約書を十分に確認せず、契約を締結してしまったことが原因である。

以上の不備については、いずれも業務委託契約書の点検不足に起因するものであった。今後においては、契約締結前には業務委託契約書の記載内容を十分に確認するとともに、契約締結後であっても時事に対応した契約を保つよう不断の点検を努められたい。

## (2) 指定管理者の業務に関するモニタリングの実施について

市は、基本協定書に添付されている業務仕様書に基づき、指定管理者が行った管理運営業務について、指定管理者から提出される事業報告書及び利用者アンケート等を活用し、年に1度はモニタリングを実施することとなっている。また、モニタリングの結果によっては、市は指定管理者に対して必要に応じた改善指導を行い、施設運営の水準を保つこととなっている。しかし、現状は、指定管理者の開催する理事会において、市職員が事業報告書等を確認することをもってモニタリングを実施したとされており、業務仕様書に基づいた手法とは相違することが確認された。今後においては、業務仕様書に沿ったモニタリングを市が主体となって実施していくよう検討されたい。また、実施にあたっては、モニタリングの結果を記録として作成し、指定管理者と共有を図ったうえで、次期の施設運営に活用されるよう取り組まれたい。